

移住で受けられるかもしれない助成金

UIターン就業創業移住支援金

長野県と県内市町村では担い手不足の解消、地域課題の解決、県内への移住促進のため移住支援事業に参画している自治体がたくさんあります。

助成対象

東京圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)、愛知県、大阪府からの長野県へ移住された方

助成金額

単身世帯 最大60万円
2人以上の世帯 最大100万円+(令和4年4月1日以降の移住の場合)
18歳未満1人あたり最大30万円

共通要件

以下の条件は、移住住宅支援金を申請しようとする**すべての方**が満たす必要があります。

移住元に関する要件

- ☐住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)、愛知県または大阪府(以下、「東京圏等」といいます。)に在住し、かつ、就業していたこと

※企業等に雇用されていた方については、雇用保険の被保険者としての就業に限ります(以下、同様)

※東京圏等に在住し、東京圏等の大学等に通学し、東京圏等の企業等に就職した場合、大学等への通学期間も5年間の就業期間に通算できます

- ☐住民票を移す直前、1年間以上連続して、東京圏等に在住し、かつ、就業していたこと

※この場合の就業期間の起算日は、住民票を移した日の3か月前まで遡れます(在住期間は遡れません)

※この場合の就業期間は、3か月以内の空白期間であれば「連続」とみなします(在住期間の空白は認められません)

移住先に関する要件

- ☐令和5年度において、転入先の市町村が本事業を実施していること

※実施市町村については末尾のQRコードをご確認ください

- ☐住民票の移動後3か月以上1年以内に、移住先市町村へ、移住支援金の交付申請をすること

- ☐転入先の市町村に、移住支援金の交付申請をした日から5年以上継続して居住する意があること

※5年以内に転出した場合、移住支援金を返還していただく場合があります

その他の要件

- ☐暴力団等の反社会的勢力ではないこと、または、反社会的勢力と関係を有する者でないこと

- ☐日本人であること、または、外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、もしくは特別永住者の、いずれかの在留資格を有する者であること

- ☐その他居住地の市町村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと

世帯の要件

世帯での申請や**子育て世帯加算の申請**をする場合は、以下の要件を満たす必要があります。

2人以上の世帯の要件

- ☐世帯員が、移住先において同一世帯*に属していたこと

- ☐世帯員が、交付申請時において同一世帯*に属していること

※住民票上で同一世帯である必要があります

- ☐世帯員のいずれもが、交付申請時、転入後3か月以上1年以内であること

- ☐世帯員のいずれもが、反社会的勢力、または、反社会的勢力と関係を有する者でないこと

子育て世帯加算の要件

- ☐申請年度の属する4月1日時点で、18歳未満である世帯員を帯同して転入したこと

- ☐当該18歳未満の世帯員が、上記の「2人以上の世帯の要件」をすべて満たす者であること

就業・創業の要件

移住後のお仕事に関する要件で、以下のA～Eのいずれかに該当する必要があります。

A マatchingサイトを通じて県内企業等に就業した場合

- ☐ 求人への応募日が、マッチングサイトに求人情報が掲載された日以降であること
- ☐ 勤務地が、東京圏以外であること
- ☐ 就業先が、3親等以内の親族が経営を担う職務を務める企業等ではないこと
- ☐ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
- ☐ 移住支援金の交付申請時に、在職3か月以上であること
- ☐ 交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思があること
- ☐ 転勤、出向等でなく、新規の雇用であること

B 「専門人材」として県内企業等に就業した場合

- ☐ 「プロフェッショナル人材事業」または「先導的人材マッチング事業」により長野県内で就業したこと
- ☐ 勤務地が、東京圏以外であること
- ☐ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
- ☐ 移住支援金の交付申請時に、在職3か月以上であること
- ☐ 交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思があること
- ☐ 転勤、出向等でなく、新規の雇用であること
- ☐ 目的達成後の解散を前提としたプロジェクトへの参加など、離職することが前提でないこと

C 「テレワーカー」として移住元の業務を継続する場合

- ☐ 所属先企業等からの命令でなく、自己の意思で移住したこと
- ☐ 移住先を生活の本拠とし、移住前での業務を引き続き行うこと
- ☐ 所属先企業等から地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で資金提供を受けていないこと

D 「関係人口」に該当し、県内企業等に就業した場合

- ☐ 本移住支援金における関係人口の要件に該当すること
- ☐ 就業先が、以下のいずれかであること
・マッチングサイトへの登録要件を満たす企業等 ・職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業
- ☐ 勤務地が東京圏以外であること
- ☐ 就業先が、3親等以内の親族が経営を担う職務を務める企業等ではないこと
- ☐ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
- ☐ 移住支援金の交付申請時に、在職3か月以上であること
- ☐ 交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思があること
- ☐ 転勤、出向等でなく、新規の雇用であること

E 創業支援金の交付決定を受けた場合

- ☐ 移住支援金の交付申請時、創業支援金の交付決定から1年以内であること

※要件や支給金額等は各自治体によって異なります。他の住宅助成金との併用が可能かどうかは自治体によって異なります。

詳しくは各自治体の担当窓口へお問い合わせください。
事業を実施している市町村と詳細HPはこちらから→



住まいの税金早見表

住まいづくりには様々な税金がかかります。思いがけない出費に戸惑わないよう、あらかじめ把握しておきましょう。
詳しくは営業担当にお問い合わせください。

住まいの税金			軽減措置		
税の内容	課税額(率)		軽減額(率)	条 件	備 考
印紙税 土地の購入、請負の契約時の契約書に印紙を貼り、捺印することにより納付	建物請負契約	500万円超 1万円 1,000万円以下	建物請負契約、土地売買契約で1,000万円超5,000万円以下は1万円に軽減、また5,000万円超1億円以下は3万円に軽減	2024年3月31日までに作成される契約書	収入印紙の添付されない契約書は、法的には無効ではないが、添付を怠ると過怠税とあわせて必要な印紙税の3倍必要になる
	土地売買契約	1,000万円超 2万円 5,000万円以下			
	金銭消費貸借(融資借入時)	5000万円超 6万円 1億円以下			
登録免許税 新築した家の登記をする時に課税される国税	所有権保存登記	評価額の0.4%	0.15%に軽減 (長期優良住宅・認定低炭素住宅の場合は0.1%)	2024年3月31日まで (床面積が50㎡以上)	司法書士が登録代行時に支払う 財形住宅融資の抵当権設定登記は非課税
	所有権移転登記(売買時)	建物 評価額の2%	0.3%に軽減 (長期優良住宅の場合は0.2% 認定低炭素住宅の場合は0.1%)		
		土地 評価額の1.5%	1.5%に軽減	2026年3月31日まで	
	抵当権設定登記	債権金額の0.4%	0.1%に軽減	2026年3月31日まで (床面積が50㎡以上)	
不動産の取得税 土地の購入や家を建てた時に1回限りで課税される都道府県民税 ●取得してから1年くらいの間に都道府県事務所から来る納税通知書の指定日までに納付	家 屋	評価額の3%	新築住宅を取得した場合評価額から1戸当たり1,200万円(長期優良住宅の場合は1,300万円)を控除	床面積50㎡以上240㎡以下 長期優良住宅の特例は2024年3月31日まで	都道府県税事務所にある「不動産所得税申告書」を住宅取得後、定められた期間内に提出しなければならない
	土 地	土地(宅地)は、2024年3月31日までは固定資産税評価額×1/2の特例措置	[1㎡当たり土地の課税標準額×床面積の2倍(200㎡限度)×3%]か4.5万円のいずれか多い金額を税額から減額	土地を取得後3年以内にその土地の上に住宅を新築(原則は2年以内。期間(3年間)の特例は2024年3月31日まで)	
固定資産税 毎年1月1日現在に現存する不動産に対して課税される市町村民税 ●年間4回にわけて納付(ただし、一括納付も可)	評価額の1.4%(標準税率)		《家屋》 新築3年間(長期優良住宅の場合は5年間)にわたって、120㎡相当分が通常の税額の1/2に減額	2024年3月31日まで ①面積が50㎡以上280㎡以下 ②住宅割合が1/2以上	別荘以外のセカンドハウスも軽減される
			《住宅用地》 200㎡以下…評価額×1/6に軽減 200㎡超…評価額×1/3に軽減	200㎡以下…小規模住宅用地 200㎡超…200㎡までの部分は小規模住宅用地扱いで評価額×1/6で算出	小規模住宅用地…200㎡以下の住宅用地
都市計画税 (同上)	評価額の0.3%(最高税率)		《家屋》 地方自治体により軽減される場合あり		
			《住宅用地》 200㎡以下…評価額×1/3に軽減 200㎡超…評価額×2/3に軽減	200㎡以下…小規模住宅用地 200㎡超…200㎡までの部分は小規模住宅用地扱いで評価額×1/3で算出	



住まいの税金			軽減措置		
税の内容	課税額(率)		軽減額(率)	条 件	備 考
住宅ローン減税 (住宅ローン控除) 新築住宅又は既存住宅及びこれらとともに取得をする土地等の取得のために融資を受けた場合、一定の額を所得税から控除する。所得税だけで控除しきれない残高は、翌年の個人住民税から控除(上限97,500円)する。	一般住宅	入居・契約条件	2023年12月末	①新築・取得から6ヶ月以内に 入居 ②適用年の合計所得が2,000万円以下 ③床面積が50㎡以上 ※2023年末に建築確認を受けた新築住宅で40㎡以上50㎡未満の場合、合計所得金額が1,000万円以下であること ④返済期間が10年以上 ⑤その者が主として居住の用に供する家屋であること	居住した年の翌年3月15日までに確定申告を行う 住宅ローン減税に関しては、2011年6月30日以後に住宅の新築等に係る契約を締結する場合について、取得価格等に関し補助金等の交付を受ける場合、取得価格からその補助金等の額を控除する 住宅ローン減税と投資型減税は選択制
		最大控除額	273万円		
		控除期間	13年間		
		控除率	0.7% 年末残高×0.7%		
		年末残高の限度額	3,000万円		
	長期優良住宅	入居・契約条件	2023年12月末		
		最大控除額	455万円		
		控除期間	13年間		
		控除率	0.7% 年末残高×0.7%		
		年末残高の限度額	5,000万円		
投資型減税 (現金購入者対象) 住宅ローンを利用せず長期優良住宅等の新築等をした場合、一定額を所得税から控除する	ご入居時期		2023年12月末	①新築・取得から6ヶ月以内に 入居②適用年の合計所得が3,000万円以下 ②床面積が50㎡以上 ③前後2年内に居住用財産を譲渡した場合の3,000万円特別控除を受けていない。居住用財産の買換え等の特例との併用可	
	対象住宅		長期優良住宅・認定低炭素住宅		
	最大控除額		65万円		
	控除率		10%		
	公序対象限度額		650万円		

住宅取得資金贈与 「相続時精算課税制度」による贈与税額2,500万円まで非課税。住宅取得資金贈与の非課税枠1,000万円※と合わせて合計3,500万円まで非課税(2023年12月31日までの贈与)。 ※良質な住宅の場合。良質な住宅とは、以下のいずれかに該当するもの ①耐震性能 ②省エネ性能 ③バリアフリー性能	「住宅取得資金贈与」の非課税枠			+ 2,500万円 (相続時に精算) どちらかを選択可能	「暦年課税」の非課税枠			
	贈与日		良質な住宅		一般住宅	110万円		
	2023年12月末まで		1,000万円		500万円	贈与税額(暦年課税)早見表		
	条 件	18歳以上の者がその直系尊属(実父母、実祖父母)から受ける住宅取得等に充てるための贈与であること 住宅の床面積(登記簿)が50㎡以上240㎡以下 家屋の床面積の2分の1以上を居住用に使うこと			贈与税額	贈与税額		
						一般贈与	特例贈与	
					110万円	(基礎控除)0	(基礎控除)0	
					200万円	9万円	9万円	
					300万円	19万円	19万円	
	所得制限	贈与する人	親または祖父母(60歳以上) ※住宅取得資金贈与の場合は年齢制限なし(2023年12月まで)		贈与を受ける人	400万円	33.5万円	33.5万円
						500万円	53万円	48.5万円
600万円				82万円		68万円		
700万円				112万円		88万円		
800万円				151万円		117万円		
住宅取得資金の特例条件		自己居住用(一般は使途自由) 家屋の床面積50㎡以上 中古住宅:新耐震基準に適合(登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降であれば、新耐震基準に適合しているとみなす)	その他	900万円	191万円	147万円		
				1,000万円	231万円	177万円		
				1,100万円	271万円	207万円		
				1,200万円	315.5万円	246万円		
				1,300万円	360.5万円	286万円		
贈与		贈与税について、課税価格から基礎控除110万円/年を控除できる。 ※2024年1月1日以後に贈与された相続税・贈与税に適用		1,400万円	405.5万円	326万円		
				1,500万円	450.5万円	366万円		
				2,500万円	945万円	810.5万円		
				3,500万円	1,464.6万円	1,280万円		
				※直系尊属(父母や祖父母など)からの贈与により財産を取得した受贈者18歳以上(2022年4月1日以降の贈与)の者については、特例贈与の税額を適用。				

※この表は2023年2月1日現在の情報に基づいて作成しております。金利の変動などにより内容が変わることもあります。また、ここで紹介しきれない各種規定や条件などもございますので、詳細は営業担当にお問い合わせ・ご確認ください。 ※特例を受けられる条件等の詳しい資料をご希望の場合は営業担当にお問い合わせください。